○工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について

（平成14年10月29日　建情第493号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林務部長、建設部長）

〔沿革〕 平成20年 4 月22日建情第129号、21年 4 月15日第83号、21年 7 月 3 日第371号、22年 3 月26日第1120号、24年 9 月14日第673号、26年 1 月24日建管第1766号、28年 2 月25日第2563号、28年 3 月30日第2939号、29年 3 月30日第2298号、30年 3 月28日第1932号、31年 4 月 4 日第55号、令和元年 9 月 9 日第919号、令和 4 年 3 月23日第2985号、令和 6 年 4 月 9 日第65号、令和 7 年 6 月24日第447号改正

このことについて、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」（平成14年10月29日付け建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達。以下「事務手続通達」という。）第５の規定に基づき、工事及び委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いを定めたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いについて」（平成６年３月２日付け管理第1890号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長通達）は廃止します。

記

１　対象工事等

(1)　工事の請負の契約

支出負担行為担当者は、原則として予定価格が400万円を超える工事の請負の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。

(2)　工事に係る委託業務の契約

支出負担行為担当者は、原則として予定価格が200万円を超える工事に係る設計、測量、地質調査等（以下「委託業務」という。）の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。

２　低入札価格調査制度

(1)　工事の低入札価格調査の基準

工事の請負の契約に係る事務手続通達第３の１の(1)に定める基準は、次のアからエまでに定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア　直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2)　工事に係る委託業務の低入札価格調査の基準

ア　工事に係る委託業務の契約に係る事務手続通達第３の１の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の(ｱ)から(ｵ)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出し

た額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする)。

(ｱ)　設計（土木）にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の９を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の５を乗じて得た額の合計額

(ｲ)　測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の５を乗じて得た額の合計額

(ｳ)　地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の９を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の８を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の５を乗じて得た額の合計額

(ｴ)　設計（建築）にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の６を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の６を乗じて得た額の合計額

(ｵ)　道路清掃にあっては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額

イ　アにより算出した額が、事務手続通達第３の１の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあっては、アにかかわらず、次の(ｱ)から(ｴ)までに定める額とする。

(ｱ)　測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格の10分の６に満たない場合にあっては、予定価格に10分の６を乗じて得た額とする。

(ｲ)　測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし､予定価格の10分の６に満たない場合にあっては、予定価格に10分の６を乗じて得た額とする。

(ｳ)　地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の３分の２に満たない場合にあっては、予定価格に３分の２を乗じて得た額とする。

(ｴ)　道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(3)　調査基準価格の設定

支出負担行為担当者は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに(1)又は(2)の基準により算出した低入札価格調査の調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとする。

(4)　予定価格調書の作成

支出負担行為担当者は、調査基準価格を設定したときは、別記第１号様式による当該調査基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(5)　入札の執行

入札の執行者は、入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札者に対して｢保留｣と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(6)　調査の実施

ア　支出負担行為担当者は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者について調査する場合は、入札価格の内訳書を提出させるほか、必要に応じて次に掲げる事項について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

(ｱ)　当該工事又は委託業務を行うに当たって当該入札者が予定している労務者又は技術者、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項

(ｲ)　(ｱ)の適否

(ｳ)　特別な事由により市場価格より低い価格で労務者又は技術者、資材等の調達がで

きるとの主張がある場合におけるその適否
(ｴ)　当該入札者の経営状態
(ｵ)　その他必要な事項
イ　支出負担行為担当者は、調査の結果に基づく契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの決定に当たっては、合議制により十分な審議を行うものとする。
(7)　調査後の措置
ア　支出負担行為担当者は、調査の結果、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「最低価格の入札者」という。)の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、当該最低価格の入札者を落札者として決定するものとする。
イ　部局長（教育長及び警察本部長を除く。以下同じ。）である支出負担行為担当者は、調査の結果、最低価格の入札者(調査基準価格に満たない価格で入札を行った他の者を含む。以下同じ。)の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、別記第３号様式による申請書を主管部長（教育委員会及び公安委員会の管理に属する機関の長である部局長にあっては、教育長又は警察本部長。以下同じ。）に提出するものとする。
ウ　主管部長は、承認又は不承認の決定をしたときは、別記第４号様式により部局長である支出負担行為担当者に通知するものとする。
エ　支出負担行為担当者は、調査の結果、最低価格の入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき（部局長である支出負担行為担当者にあっては、ウの承認の通知があったとき）は、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定するものとする。
オ　支出負担行為担当者は、落札者を決定したときは、入札参加者全員に対して別記第２号様式により落札結果を通知するものとする。

３　最低制限価格制度

(1)　工事の最低制限価格の設定の基準

工事の請負の契約に係る事務手続通達第４の１の(1)に定める基準は、次のアからエまでに定める額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア　直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
イ　共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額
ウ　現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額
エ　一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2)　工事に係る委託業務の最低制限価格の設定の基準
ア　工事に係る委託業務の契約に係る事務手続通達第４の１の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の(ｱ)から(ｵ)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする)。
(ｱ)　設計（土木）にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の９を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の５を乗じて得た額の合計額
(ｲ)　測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の５を乗じて得た額の合計額
(ｳ)　地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の９を乗じて得た

額、解析等調査業務費の額に10分の８を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の５を乗じて得た額の合計額

(ｴ)　設計（建築）にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の６を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の６を乗じて得た額の合計額

(ｵ)　道路清掃にあっては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額

イ　アにより算出した額が、事務手続通達第４の１の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあっては、アにかかわらず、次の(ｱ)から(ｴ)までに定める額とする。

(ｱ)　測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格の10分の６に満たない場合にあっては、予定価格に10分の６を乗じて得た額とする。

(ｲ)　測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし､予定価格の10分の６に満たない場合にあっては、予定価格に10分の６を乗じて得た額とする。

(ｳ)　地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の３分の２に満たない場合にあっては、予定価格に３分の２を乗じて得た額とする。

(ｴ)　道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(3)　最低制限価格の設定

ア　支出負担行為担当者は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに(1)又は(2)の基準により最低制限価格を設定するものとする。

イ　支出負担行為担当者は、特に(1)又は(2)の基準によりがたいと判断した場合は、最低制限価格の設定に当たり、事前に別記第５号様式による最低制限価格設定承認申請書を審査担当部長（主管部長経由）に提出し、承認を求めるものとする。

ウ　審査担当部長は、イの最低制限価格の設定について承認又は不承認の決定をしたときは、別記第６号様式により支出負担行為担当者に通知するものとする。

(4)　予定価格調書の作成

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、別記第１号様式による当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(5)　落札者の決定

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

４　その他

支出負担行為担当者は、調査基準価格及び最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

（農政部事業調整課契約指導係
水産林務部総務課工事管理係
建設部建設管理室建設情報課工事管理係）